

## プリンスステータスサービスに関する特約

### 第1条 名称

本サービスプログラムは、「プリンスステータスサービス」と称します。

### 第2条 目的

- 1.本サービスプログラムは、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド（以下「プリンスホテル」といいます。）が運営する国内ホテル、ゴルフ場その他の施設等（以下「プリンスホテルズ&リゾート」といいます。）を日頃ご愛顧いただいている顧客の皆さまに特別なサービスを提供し、併せて顧客の皆さま相互の親睦と交流を目的とするものです。
- 2.本サービスプログラムは、本特約の他、西武プリンスクラブ会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下同じ。）の定めに従い運営いたします。
3. 新たな個別の特約を定めた場合において、当該特約と本特約の定めが異なる場合には、当該の新たな特約を優先するものとします。

### 第3条 事務局

本サービスプログラムの事務局は、プリンスホテルに置き、その名称は、プリンスステータスサービス コンシェルジュデスク（以下「コンシェルジュデスク」といいます。）とします。

### 第4条 会員資格

西武プリンスクラブ会員は、特段の手続きなく、自動的に本サービスプログラム利用会員（以下「本サービス利用会員」といいます。）となります。

### 第5条 会費

原則として無料とします。ただし、別途会費が発生することがあります。この場合は、本サービス利用会員は、別途定める会費を所定の方法により支払うものとします。なお、一旦お支払いいただいた会費は、原則として返却しません。

### 第6条 ステータスの種類

本サービスプログラムには4種類のステータスがあり、ステータスごとに提供するサービスは異なります。各ステータスの名称は、次の通りです。

- (1)プリンスステータス ブルーメンバー（以下「ブルーメンバー」といいます。）
- (2)プリンスステータス ゴールドメンバー（以下「ゴールドメンバー」といいます。）
- (3)プリンスステータス プラチナメンバー（以下「プラチナメンバー」といいます。）
- (4)プリンスステータス ダイヤモンドメンバー（以下「ダイヤモンドメンバー」といいます。）

### 第7条 プリンスステータスメダルの獲得およびプリンスステータスの取得

- 1.プリンスホテルズ&リゾートの年間ご利用累計金額1万円（消費税込）につき、1メダルを加算します。

ただし、加算の対象は、代金を直接プリンスホテルズ&リゾーツでお支払いいただいた場合とします。

2.前項にかかわらず、プリンスホテルズ&リゾーツ以外の Web サイトや旅行会社経由でお申込みいただいた場合は、加算の対象にはなりません。

3.加算されたメダル数に応じて、ブルーメンバー、ゴールドメンバー、プラチナメンバー、またはダイヤモンドメンバーのサービスを提供します。サービス内容については、各種印刷物およびプリンスホテル Web サイト（以下「当社 Web サイト」といいます。）上で告知するものとし、追加・変更がある場合、その都度当社 Web サイト上で告知するものとします。なお、各ステータス取得に必要なメダル数は、次の通りです。

(1)ブルーメンバー 必要メダル数：0 メダル

(2)ゴールドメンバー 必要メダル数：20 メダル以上

ただし、SEIBU PRINCE CLUB カードセゾンゴールド会員および SEIBU PRINCE CLUB カード 菊華会ゴールド会員は、当該必要メダル数を要せずゴールドメンバーとなるものとします。

(3)プラチナメンバー 必要メダル数：50 メダル以上

(4)ダイヤモンドメンバー 必要メダル数：200 メダル以上

※プリンスホテル Web サイト <https://www.princehotels.co.jp>

4.婚礼・宴会のご利用、海外のホテル・ゴルフ場、掬水亭および横浜・八景島シーパラダイスは、プリンスステータスメダル加算対象外です。

5.プリンスホテルは、本特約に定めるプリンスステータスメダル加算基準およびステータス取得基準の改定を行うことができます。また、プリンスホテルは、本サービス利用会員の全部または一部に対し、本条に定める以外のプリンスステータスメダル加算基準およびステータス取得基準を定め、適用する場合があります。

## 第 8 条 ステータスの判定およびサービス提供期間

### 1.年次のステータス判定

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間をプリンスステータスメダル獲得期間とし、この期間に加算されたプリンスステータスメダル数を基に翌年度（翌年 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日）のステータスを判定します。

判定結果に基づいたステータス毎のサービスを、翌年度の 1 年間、提供します。

### 2.月次のステータス判定

前項に加え、月次においても、毎年 1 月 1 日から毎月末日までの期間において獲得されたプリンスステータスメダル数を基にステータス判定を行い、上位のステータス取得に必要なプリンスステータスメダル数の早期達成が確認された場合は、プリンスステータスメダル獲得期間中であっても、翌月 10 日より当該上位ステータスを基準としたメンバーとして扱い、当該ステータスを基準としたサービス・特典を前倒しで提供します。この場合、翌年度の 1 年間も、引き続き当該ステータスが適用となります。

### 3.ステータスカードの発行

年次もしくは月次のステータス判定の結果、ダイヤモンドメンバーのステータスを取得した本サービス利用会員、または第 1 項の年次のステータス判定の結果、ダイヤモンドメンバーのステータス維持した本サービス利用会員には、ステータスカード（以下「本カード」といいます。）を発行いたします。

## 第9条 ステータス毎のポイント進呈率

本サービスプログラム利用会員がプリンスホテルズ&リゾーツを利用する場合、西武プリンスクラブ会員規約第5条第1項本文にかかわらず、ポイントの進呈率は次の通りとします。

- (1)ブルーメンバー：西武プリンスクラブ会員規約第5条第1項本文に準ずる（以下、「通常率」といいます。）。
- (2)ゴールドメンバー：通常率の110%
- (3)プラチナメンバー：通常率の130%
- (4)ダイヤモンドメンバー：通常率の150%

## 第10条 ステータスの確認および提示

1. 本サービス利用会員は、原則として、西武プリンスクラブアプリ(以下「本アプリ」といいます。)に利用登録し、本アプリ上に表示される SEIBU PRINCE CLUB アプリ会員証（ステータスに応じた色で表示されます。）にて、ステータスを確認するものとします。

2. 本サービス利用会員は、本サービスプログラムが提供する各種サービスを受けるときは、SEIBU PRINCE CLUB アプリ会員証を提示するものとします。

ただし、次の各号に定めるカードを保有する場合、SEIBU PRINCE CLUB アプリ会員証として代用することができます。

- (1)SEIBU PRINCE CLUB カード
- (2)SEIBU PRINCE CLUB カード セゾン
- (3)SEIBU PRINCE CLUB カード セゾンゴールド
- (4)本カード
- (5)発行済のステータスカード
- (6)SEIBU PRINCE CLUB Web 会員証

## 第11条 会員資格の有効期限

西武プリンスクラブ会員規約第4条第1項本文にかかわらず、本サービス利用会員においては、西武プリンスクラブ会員規約第1条第1項に定めるポイントプログラムの最終ご利用日（ポイントが進呈された日）またはプリンスステータスメダルの最終獲得日のいずれか遅く到来する日から2年経過した日が属する年の12月31日を西武プリンスクラブの会員資格の有効期限とします。

## 第12条 発行済のステータスカードの紛失・盗難等

1.本サービス利用会員は、発行済のステータスカード（以下、「発行済カード」といいます）を紛失・盗難等により失った場合には、速やかにその旨を次の連絡先まで連絡するものとします。この場合、プリンスホテルは、発行済カードの再発行は行わず、原則として、発行済カードに累積されたポイントおよびプリンスステータスメダルの再交付を行いません。

- (1)ブルーメンバー：西武プリンスクラブデスク
- (2)ゴールドメンバー：プリンスステータス ゴールドメンバーコンシェルジュデスク

(3) プラチナメンバー：プリンスステータス プラチナメンバーコンシェルジュデスク

(4) ダイヤモンドメンバー：プリンスステータス ダイヤモンドメンバーコンシェルジュデスク

2. 発行済カードが汚損、破損、磁気不良等により使用不能となった場合、プリンスホテルは、発行済カードの再発行は行いませんが、本サービス利用会員の申請があったときは、発行済カードに累積されたポイントおよびプリンスステータスメダルは有効とします。

3. 本サービス利用会員が発行済カードを紛失・盗難等により失った場合、または発行済カードが汚損、破損、磁気不良等により使用不能となった場合、本サービス利用会員は、本アプリの利用登録を行い、本アプリ上の表示を利用することにより、本サービスプログラムが提供する各種サービスを受けるものとします。

4. 前 3 項にかかわらず、発行済カード発行時の初期不良により使用不能となった場合その他やむを得ない事情がある場合、本サービス利用会員の申請があったときは、発行済カードの再発行を行う場合があります。ただし、その場合、本サービス利用会員は、プリンスホテルが定めるカードの再発行手数料を負担するものとし、発行済カードが再発行されるまで、カードを提示する方法で本サービス利用会員のサービスを受けることはできません。

#### 第 13 条 会員資格の喪失

1. 本サービス利用会員は、次のいずれかに該当した場合、ステータス資格を失います。また、本サービス利用会員が、本カードをお持ちの場合は、直ちに本カードをコンシェルジュデスク宛にご返却いただきます。

(1) 西武プリンスクラブを退会された場合。

(2) 本特約または西武プリンスクラブ会員規約に違反した場合。なお、西武プリンスクラブも自動的に退会となります。

(3) プリンスホテルズ&リゾーツの名誉を毀損したり、秩序を乱したりした場合。なお、西武プリンスクラブも自動的に退会となります。

2. 前項以外の理由においても、プリンスホテルは、各ステータスを取得した本サービス利用会員に対し、文書による予告をもって各ステータス資格を停止することができます。

#### 第 14 条 本サービスプログラムの終了等

(1) プリンスホテルは、6 ヶ月前までに本サービス利用会員に通知することにより、本サービスプログラムによるサービスの提供を長期的に中断または終了することができます。

(2) プリンスホテルは、運営上の都合または天災・その他の非常事態による障害の発生等により、予告なく本サービスプログラムの提供を中断することができます。

#### 第 15 条 特約の変更等

プリンスホテルは、本特約の変更、改定または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本特約の変更等は、変更等の効力発生日の前までに、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびに効力発生日を SEIBU PRINCE CLUB Web サイト上での掲載その他相当な方法によりお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本特約が最新のものとして本サービスプログラムに適用さ

れます。

#### 第 16 条 損害賠償

(1) プリンスホテルは、本特約第 14 条に定める本サービスプログラムの中断または終了、本特約第 15 条に定める本特約の変更等その他本サービスプログラムの提供に付随して生じる一切の損害（金銭的損害および損失ならびに精神的苦痛その他の不利益）について一切の責任を負わないものとします。

(2) プリンスホテルは、本サービス利用会員が西武プリンスクラブ 加盟店（以下「加盟店」といいます。）を利用した場合に、本サービス利用会員と加盟店または第三者との間に生じたトラブルについては、一切責任を負わないものとします。

(3) 前 2 項は、プリンスホテルの故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

#### 第 17 条 合意管轄裁判所

本サービスプログラムおよび本特約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### 第 18 条 お問い合わせ窓口

本サービスプログラム、ステータスカード、本特約等に関する各種お問合せは、次の窓口でお受けします。

プリンスステータスサービスデスク

〒170-8428 東京都豊島区東池袋 3-1-5

TEL:03-4334-7860(受付時間 9:00A.M.~5:00P.M.土・休日、年末年始を除きます。)

2022 年 9 月 30 日改定